

# 揭示事項（介護予防）認知症対応型共同生活介護

## 運営規程の概要

2024年11月1日 現在

フリガナ	グループホームユウナギ			サービスの種類	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
事業所名	グループホーム夕凧					
				事業所番号	1590101836	
所在地	〒951-8063			ユニット名	日和山	汐見台
	新潟県新潟市中央区古町通13番町2900番地5			フリガナ	ナカムラ ユウコ	ヒロイ カオル
				管理者	中村 優子	廣井 馨
連絡先	電話番号	025-210-4135		FAX番号	025-223-5010	
入居定員	18名	共同生活住居の数	2	共同生活住居あたりの入居定員	9名	
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)			
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)			

## 従業者の勤務体制

……別紙のとおり

職種	員数	
	常勤	非常勤
計画作成担当者	2人	
介護従業者	10人以上	1人
看護職員		1人

## 協力医療機関

協力医療機関	名称	医療法人恒仁会新潟南病院	診療科目名	内科、外科、整形外科 等
協力歯科医療機関	名称	ほんま歯科クリニック	診療科目名	歯科
協力施設等	名称	特別養護老人ホームこころの杜	種別	介護老人福祉施設

## 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医や上記の協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

## 利用料その他の費用の額

地域区分: 7級地

単価: 10.14 円

※基本利用料は1日当たりの料金です。

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に記載のある割合となります。

《認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護》

・基本部分 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援2	(749)	7,594 円	760 円	7,594 円
要介護1	(753)	7,635 円	764 円	7,635 円
要介護2	(788)	7,990 円	799 円	7,990 円
要介護3	(812)	8,233 円	824 円	8,233 円
要介護4	(828)	8,395 円	840 円	8,395 円
要介護5	(845)	8,568 円	857 円	8,568 円

・加算及び減算 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護共通

内 容	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初期加算	(31)	314 円	32 円	314 円
若年性認知症利用者受入加算	(120)	1,216 円	122 円	1,216 円
科学的介護推進体制加算	(40)	405 円	41 円	405 円
介護職員処遇改善加算 (1月につき)	Ⅱ	1月の利用料金の17.8%(基本利用料+各種加算減算)		

(注) 定員超過や職員の員数が基準に満たないなどの場合は基本料金が所定の割合で減算されます。

・加算 認知症対応型共同生活介護

医療連携体制加算	(38)	385 円	39 円	385 円
口腔衛生管理体制加算	(31)	314 円	32 円	314 円
サービス提供体制強化加算	(6)	60 円	6 円	60 円

《その他の費用》

内 容	金 額
家賃(一月あたり) ※月の中途における入居または退去は日割りとする	61,500(30日) 63,550(31日) 円
食材料費(一食あたり)	朝食 360 円
	昼食 630 円
	夕食 560 円
水道光熱費(一月あたり)	25,500(30日) 26,350(31日) 円
リネン代(一月あたり)	1,500 円
おむつ代	実 費
理美容代	実 費
利用者の希望による日常生活費	実 費

## 秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

## 事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	グループホームタ風
申請するサービスの種類	(介護予防)認知症対応型共同生活介護

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情などに対する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情担当窓口を次のとおり設置します。

- ①窓口設置場所 新潟県新潟市中央区古町通13番町2900番地5  
電話番号 025-210-4135  
FAX 025-223-5010
- ②窓口開設時間 午前9時00分から午後5時00分
- ③対応者 (管理者) 中村 優子/ 廣井 馨
- ④その他 午後5時以降についても、他事業所で受け付け、施設長へ連絡し対応します。

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1)相談及び苦情の対応

相談又は電話があった場合、原則として管理者が対応します。  
管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告します。

(2)確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行います。

- ①相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名 ②提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合) ④具体的な苦情・相談の内容
- ⑤その他参考になる事項

(3)相談及び苦情処理期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。

(4)相談及び苦情処理

概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。

- ①事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。
  - ・サービスを提供した職員からの概況説明を行います。
  - ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善策についての検討を行います。
  - ・文書により回答の検討を行います。
- ②文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡します。
- ③利用者に渡した文書と同様の文書を新潟市にも渡し、苦情又は相談の状況について報告します。
- ④市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告します。
- ⑤事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図ります。

3. その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行います。  
苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として今後のサービスの向上に努めます。  
また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮いたします。